

広報

まよす

2024

5

No.232



地震に備える。命を守る。
河辺中学校閉校式

地震に備える。命を守る。



令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、さまざまな面で地震への備えをもう一度考えさせられるものでした。今後30年以内の発生確率が、70%から80%とも言われる南海トラフ地震に備えて私たちは何をすべきなのでしょう。

写真：能登半島地震での被害の様子
古い家屋は軒並み倒壊している
(被災地派遣職員による撮影)

食を備える。

これまで災害時の食料備蓄については「とりあえず3日分があれば」と言われてきました。しかし、今回の能登半島地震では土砂崩れにより道が閉ざされ、山間部などの集落が長期間にわたって孤立する状態となりました。

大洲市でも同様の事態に陥ることが懸念され、3日分は最低限と考へ、できれば7日分の非常食を用意しましょう。

また、お湯を沸かすことなどに使えるカセットコンロがあると便利です。



人数×7日分の食料を

「ローリングストック」という備蓄方法も

長期間保存できる非常食を備蓄しておくことも、もちろん大切なことではありますが、日常の中に食料備蓄を取り入れようという考え方もあります。

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法を「ローリングストック」と言います。

ローリングストックのポイントは、日常生活で消費しながら備蓄することです。

家にある食料を一定量に保ちながら、購入→備蓄→消費のサイクルを繰り返すことで、備蓄品の鮮度を保ちながら、いざという時にも日常生活に近い食生活を送ることが可能となります。



必ず古いものから使用

水を備える。

能登半島地震での被害の特徴として、もう一つ挙げられるのが長期間の断水です。水道管の破損が広範囲に及び、復旧にかなりの時間を要しています。

また、道路インフラが使えない状態となれば給水車の到着が遅れる可能性があります。飲料としての水だけでなく、手洗いなどの生活用水が不足すると衛生面の問題が発生します。

どれくらいの水を備えておけばいいの？

災害時に備えるべき水の量はどれくらいなのでしょう？

一般的な目安として、人が一日に必要な水の量は飲料用として1リットル、調理用などに使用する水を含めると3リットルとされています。

しかし、災害時は飲料水だけでなく、トイレや衛生対策などに使う生活用水も必要となるため、水を備蓄する際はより多く準備しておく必要があります。

生活用水を確保しよう

例えば浴槽は家の中で最も多くの水をためることのできるスペースです。お風呂を沸かす前に前日分の水を捨てるといったことを習慣にすれば、200リットルほどの生活用水を備蓄することができます。

浴槽に水をためておく場合は必ずフタを閉めましょう。地震が起きた際に浴槽の水があふれ出てしまったり、ホコリなどが侵入しやすく水質の悪化が早まるおそれがあります。

水を使わない衛生用品

とはいえ、これだけの量の生活用水を常に確保しておくのは大変です。そんなときに役に立つのが、水をほぼ使わずに体や髪をきれいにできる洗浄料です。

顔や体を拭くことができるウェットシートや水で洗い流す必要のないドライシャンプー、ペーパー状の歯磨きシートなどが販売されています。ドラッグストアや100円ショップで手に入られるものもありますので、防災袋に入れておきましょう。



被災地ではマンホールが隆起した光景が多くみられた（被災地派遣職員による撮影）



浴槽を貯水タンクに

他人事ではなく自分事として

2月19日(月)から5日間、JMAT（日本医師会災害医療チーム）の一員として被災地で活動し、とても貴重な経験をしました。避難所では発災直後は感染症対策までは手が回りにくく、時期的にもインフルエンザなどの感染者数に増加傾向がみられるとの報告をよく耳にしました。高齢者などは衛生面に気をつけた事前の準備が大事です。加えて、避難所での集団生活では普段からの地域のコミュニケーションが大切です。誰か顔見知りがいる、相談できる相手がいることは精神的な負担も全く違います。また、災害時は一時的に薬が不足することが予想されますが、お薬手帳があれば比較的スムーズに処方されます。持病がある人などはお薬手帳をすぐ持ち出せるようにしておきましょう。

今回の地震を他人事ではなく自分事として考えて、普段から防災意識を高めることが、みなさんの命を守ります。



市立大洲病院
な お き
向井直基 副看護師長

住まいを備える。

建築時期と耐震基準

みなさんが住んでいる住宅が建築されたのはいつでしょうか？

建物を建築する場合、地震に対して建物が安全であるための基準を「耐震基準」といいます。建築基準法では、建物に要求される最低限満たすべき地震への耐震性能のことを指し、大規模な地震が起こるたびに改正されています。

耐震基準による被害の違い

右のグラフは、平成28年熊本地震における耐震基準別の被害状況を調査したものです。

旧耐震基準の倒壊率は28.2%に上っており、新耐震基準の倒壊率（新耐震：8.7%、現行：2.2%）と比較して大きな差があることが分かります。

以上のことから、昭和56年以前に建てられた建物は、大きな地震が発生した場合には倒壊の危険性が非常に大きくなります。



能登半島地震でも古い家屋の倒壊が目立つ
(被災地派遣職員による撮影)

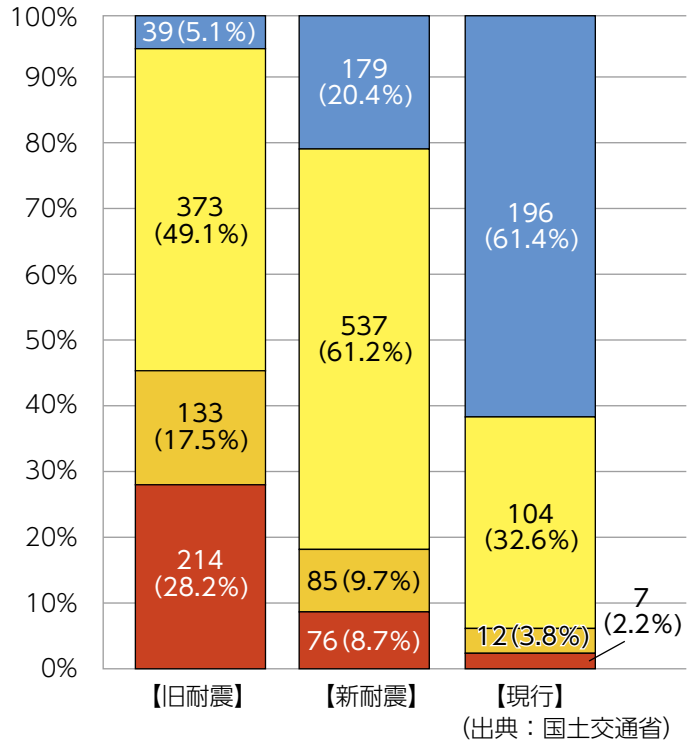
耐震化で
命を守ろう！



耐震基準の種類と耐震性能

	旧耐震基準	新耐震基準	現行基準
建築時期	昭和56年 5月以前	昭和56年 6月以降	平成12年 6月以降
耐震性能	震度5程度の中規模地震で倒壊しない	震度6強～7程度の大規模地震で倒壊しない	新耐震基準に加え、より安全性を高めたもの

平成28年熊本地震における耐震基準別の被害状況



■ 無被害 ■ 軽微、小・中破 ■ 大破 ■ 倒壊、崩壊

耐震診断と耐震改修

今住んでいる住宅は大きな地震に耐えられるのか、まずは耐震性を調べてみるのが重要です。

方法としては「耐震診断」があります。専門家による建物の調査・評価を行い、耐震基準を満たしているかどうかの結果が分かります。

また、診断結果が耐震性を満たしていない場合には、現行基準を満たす建物となるよう「耐震改修」を進めていく必要があります。耐震改修工事を終えて、ようやく地震に強い建物といえるでしょう。

大洲市では、耐震診断や耐震改修などの補助制度を設けています。ぜひ補助金などを活用してください。

「耐震化」があなたや大切な人の命を守ります！

耐震化をはじめとする住宅の安全に関する補助制度の詳細は、次のページをご覧ください。

住まいの安全を守る補助制度について

住まいの耐震化

地震が発生した場合、古い木造住宅は非常に危険です。市では、木造住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を補助しています。

耐震診断

次のどちらかを利用できます。

- ▷ 評価手数料のみ（3,000円または9,900円）の個人負担で利用できる**派遣制度**
- ▷ 診断費用の3分の2（最大4万円）の補助を受けられる**補助制度**

【対象】

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅で2階建て以下、延べ床面積が500m²以下で、構造が一定の要件を満たす工法のもの

耐震改修

【対象】

上記の耐震診断を受け、耐震改修工事が必要と判断されて、地震に対して安全な構造となるように工事を行う住宅
※評価委員会などで耐震改修計画の評価を受けたものに限る

【補助金額】

- ▷ 最大100万円（費用の5分の4以内）
- ※耐震改修工事に直接関係しないリフォームなどは対象外

耐風改修

【対象】

上記の耐震改修工事と一体として瓦屋根の改修（脱落・飛散防止）を行う場合の補助加算制度
※建築士や瓦屋根診断技師などが行う耐風診断を受けた住宅に限る

【補助金額】

- ▷ 最大55万2千円（費用の100分の23以内）
- ※耐風診断費用は対象外

民間建築物アスベスト含有調査

【対象】

吹き付けアスベストなどが施工されているおそれのある民間建築物で、アスベスト含有調査を行うもの
※建築物石綿含有建材調査者が行う調査に限る
※対象建築物が確認のため、事前に要相談

【補助金額】

- ▷ 1棟につき最大25万円

ブロック塀などの安全対策

地震によるブロック塀などの倒壊から人命を守り、安全な避難路を確保するため、危険なブロック塀などの除去または建て替えにかかる費用の一部を補助しています。

【対象】

安全対策が必要と診断され、避難路沿道などに面するブロック塀など^(注)

(注)補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造）

※申請には施工業者の点検結果（点検表）が必要

【補助金額】

- ▷ 最大30万円（費用の3分の2以内）
- ※費用は1m当たり8万円を限度

危険空き家の除却対策

安全安心な生活環境の確保や良好な地域景観の保全、災害の防止を図るため、危険な空き家の除去にかかる費用の一部を補助しています。

【対象】

主として居住の用に供する建築物（倉庫、車庫、その他の建築物が付属する場合は、それらの建築物を含む。）であって居住その他の使用がなされていないことが常態であり、下記の条件を満たすもの

- ① 構造の腐朽・破損が著しく危険であり、住宅地区土地改良法に基づく建物の不良度判定が100点以上となるもの
- ② 建物が2戸以上立ち並ぶ道路の沿道にあること
- ③ 倒壊すれば前面道路をふさぎ、避難などに支障をきたすおそれがあるもの

【補助金額】

- ▷ 最大80万円（費用の10分の8以内）
- ※建物内の家財道具などの処分費用や建物撤去後の舗装工事費用、庭木などの伐採費用などは対象外

【受付期間】

令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)

- ▷ 申請を希望する場合は事前にご相談ください。
- ▷ 各補助事業実施前に、市への補助金申請が必要となります。

【問い合わせ先】

都市整備課建築係
☎0893(24)1719



市ホームページ

自覚 実践 反省

自主的に正しく判断し行動できる生徒

目標を決めてねばり強く努力し続ける生徒

謙虚に反省しながら前進する生徒

ありがとう 河辺中学校

河辺中学校が50年の歴史に幕を閉じることとなり、3月23日(土)に旧河辺中学校で閉校式を行いました。

式を前に会場では卒業生や地域住民が集まり、思い出を語りいながら、河辺中学校での日々を懐かしむ姿が多くみられました。

閉校式では河辺小学校の長谷晃徳校長あきのりから榑部教育長に校旗が返納された後、参加者全員で校歌を斉唱。ふるさとに懐かしい歌声が響きました。

河辺中学校は令和元年度に現在の河辺小学校に場所を移し小中一貫校となりましたが、生徒数の減少により令和2年度から休校となっていました。



教育長に校旗が返納されました



式の最後は全員で校歌斉唱



旧中学校には記念碑を建立



体育館は引き続き地域イベントなどの場に

卒業生の声

令和元年度卒業 日野 洸誠こうせいさん(左) 菅 慎まことさん(右)

僕たちは河辺中学校最後の卒業生となりました。

クラスの人数は5人と少なかったけど、学年関係なくみんなが仲良く、毎日が楽しい最高の学校でした。

閉校は寂しいことですが、河辺の子供たちにはこれからもたくさんの方にチャレンジして楽しい学校生活を送ってほしいです。応援しています。



閉校式に駆け付けた二人

河辺中学校 50年の歴史

- 昭和49年 河辺中学校・北平中学校を統合し、河辺村立河辺中学校となる 生徒数214人
- 50年 運動場・体育館落成
- 51年 本館・体育館通路完成
- 61年 校舎改修工事
- 63年 統合15周年記念
- 平成 2年 校舎外活動健全育成推進事業指定校
学校給食地域農産物等活用モデル指定校
- 4年 県へき地教育研究指定校
- 6年 統合20周年記念
- 7年 河辺村給食センター移築
- 15年 統合30周年記念
- 17年 市町村合併により、大洲市立河辺中学校に改称
- 24年 県愛鳥モデル指定校
- 25年 統合40周年記念
- 28年 体育館耐震化工事
- 31年 統合45周年記念
- 令和 元年 河辺小学校施設で小中一貫校開始(平成31年4月)
- 2年 休校
- 5年 河辺中学校・肱川中学校統合合意書調印
- 6年 閉校 これまでの卒業生は979人



授業風景(昭和51年度)



少年式(平成2年度)



武田鉄也さん来校(平成13・15年度)



給食風景(昭和58年度)



体育大会(平成11年度)



学芸祭(平成30年度)

河辺中学校校歌

山岡 ^{はやしげ}早茂 作詞
西岡 ^{けいぞう}圭造 作曲

一 朝霧なびく雲海の
あゝ山麓の四季の景
聴く賢しく逞しく
高き理想をかかげつつ
不滅の真理錬磨こそ
わが河中の望みなれ

二 山なみ深き懐の
あゝ悠久の大自然
直く明るく清らかに
誠の道を学びつつ
師弟の愛と融和こそ
わが河中の誇りなれ